平成２８年（フ）第１６８号
福岡市南区塩原４丁目22番16号
債務者　向江　勇人
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７１号
福岡県大野城市川久保１丁目17番10―103号
債務者　瓦谷　鈴香（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７６号
福岡市東区馬出５丁目20番８―602号
債務者　中島　孝司
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９０号
福岡県糟屋郡粕屋町若宮２丁目４番16号　ライムハウス102号
債務者　谷　　敬子
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２１０号
福岡市中央区高砂１丁目６番13号
債務者　橋本　明子
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３８７号
鹿児島県鹿児島市西伊敷４丁目６番１号（山下アパート１Ｆ－Ｒ号）
債務者　加治木紫織
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第５１３号
大阪市淀川区宮原１丁目８番11―1001号
債務者　南野　智子
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５９３号
大阪市生野区勝山北２丁目10番20―602号
債務者　岩本東憲こと　李　　東憲
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７２２号
大阪府豊中市浜１丁目24番25―303号
債務者　浜　　久一
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２号
熊本県人吉市下戸越町1021番地
債務者　那須　和彦
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月22日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２８年（フ）第４７号
栃木県大田原市中央２丁目10番24号、前住所
栃木県那須塩原市二区町326番地16
債務者　藤田　博幸
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続終結

平成２７年（フ）第１２０号
名古屋市天白区焼山２丁目520番地
破産者　有限会社ババール
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１３９号
名古屋市西区栄生１丁目32番25号
破産者　ワイケイノーション株式会社
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２６号
京都府綾部市栗町丁畑50番地
破産者　株式会社大化商事
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２７年（フ）第２０７６号
大阪市旭区清水５丁目３番28号　レオパレスせいわ104、前住所奈良市大宮町２丁目５番12号　ヴィルコンフォート大宮403号
破産者　山内　康司
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０号
金沢市百坂町ニ２番地
破産者　株式会社今浦
1　決定年月日　平成28年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６０７号
熊本県玉名郡長洲町梅田703番地の１
破産者　合名会社松川商会
1　決定年月日　平成28年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係